

○第115回農薬専門調査会幹事会（公開）

日時：平成26年11月5日（水）14：00～15：01

議事概要：

（１）農薬（シクロプロトリン）の食品健康影響評価について

- ・審議の結果、一日摂取許容量（ADI）を0.085 mg/kg体重/日、急性参照用量（ARfD）を設定の必要なしとし、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

*殺虫剤で、稲に使用し、魚介類への残留基準の設定要請がされています。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準（いわゆる暫定基準）が設定されています。

（２）農薬（フルピラジフロン）の食品健康影響評価について

- ・審議の結果、一日摂取許容量（ADI）を0.031 mg/kg体重/日、急性参照用量（ARfD）を0.35 mg/kg体重とし、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

*殺虫剤で、日本国内での農薬登録はありません。今回、小麦、トマト等へのインポートトレランス申請がされています。

（３）農薬・添加物・動物用医薬品（チアベンダゾール）の食品健康影響評価に関する審議結果（案）についての意見・情報の募集結果について

- ・寄せられた意見について検討した結果、意見に対する回答案が了承された。引き続き動物用医薬品専門調査会で審議予定。

*殺菌剤で、日本国内での農薬登録はありません。動物用医薬品では寄生虫駆除剤として用いられます。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準（いわゆる暫定基準）が設定されています。また、飼料中の残留基準の設定が要請されています。

（４）農薬（メトコナゾール）の食品健康影響評価に関する審議結果（案）についての意見・情報の募集結果について

- ・寄せられた意見について検討した結果、意見に対する回答案が了承され、食品安全委員会に報告することとなった。

*殺菌剤で、かんきつ等に使用します。今回、たまねぎへの適用拡大申請がされています。

（５）農薬（フルオキサストロビン、ヘキシチアゾクス、メトラフェノン）の食品健康影響評価について調査審議する評価部会の指定について

①フルオキサストロビン

- ・評価第四部会において調査審議することとなったことが報告された。

*殺菌剤で、日本国内での農薬登録はありません。今回、いちご、ばれいしょへのインポ

ートトレランス申請がされています。

②ヘキシチアゾクス

- ・評価第三部会において調査審議することとなったことが報告された。

- ＊殺虫剤（殺ダニ剤）で、あずき、かんきつ、りんご等に使用します。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準（いわゆる暫定基準）が設定されています。

③メトラフェノン

- ・評価第一部会において調査審議することとなったことが報告された。

- ＊殺菌剤で、日本国内での農薬登録はありません。今回、りんご、ぶどう等へのインポートトレランス申請がされています。